

④ コロナ禍における携帯品

ア. マスクの持参

イ. ジップロックなどゴミ袋用の袋の持参

ウ. インナースーツ、シェラフカバー等、布団との密着を避けるもの

エ. 携帯のアルコール消毒液

※ コロナの感染状況によっては中止となる場合がありますのでご了承下さい。

<企画主催> 富山市観光協会

<旅行企画実施> 有限会社 **タイセイ ツアーズ**(富山県知事登録旅行業 第3-226号)
〒939-2376 富山県富山市八尾町福島251 TEL076-455-8211
国内旅行業務取扱管理者: 福田知行

<共 催> 富山市・大山町山岳会

● 募集型企画旅行契約

この旅行は(有)タイセイツアーズ(富山市八尾町福島251 富山県知事登録旅行業第3-226号。以下「当社」という)が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

また、旅行条件は、上記に記載されている条件のほか、以下条件、確定書面送付時に同封いたします旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

● 旅行のお申込及び契約成立

申込書に所定の事項を記入し、所定の期日までに旅行申込金(5,000円)をお支払いください。旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し旅行申込金を受領した時に成立するものとします。

● 旅行代金のお支払い

旅行申込金を差し引いた旅行代金は旅行出発当日にお支払いください。

● 旅行代金に含まれるもの

明示した宿泊費、食事代、交通、旅行取扱料金及び消費税等諸税。

● 旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。電話料、追加飲食など個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金、発着地までの交通費。

● 旅行内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

● 旅行代金の変更

前項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

● 取消料

(1) 旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	取消料(お一人様)
旅行開始日の15日目にあたる日以前の解除	無 料
旅行開始日の14日目にあたる日以降の解除	旅行代金の20%
旅行開始日の7日目にあたる日以降の解除	旅行代金の30%
旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
旅行当日の解除	旅行代金の50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

(2) お客様は下記に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。

① 契約内容の重要な変更が行われたとき。

② 前項に基づき旅行代金が増額改定されたとき。

③ 天災地変、戦乱等の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または、そのおそれが極めて大きいとき。

④ 当社がお客様に対して、別途定める日までに、最終旅程表を交付しなかったとき。

⑤ 当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき。

● 当社の責任及び免責事項

(1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。

(2) 手荷物について生じた本項(1)の損害については同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、1人15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償いたします。

● 特別補償

当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。

・死亡補償金: 1500万円

- ・入院見舞金: 2~20万円
- ・通院見舞金: 1~5万円
- ・携行品損害補償金: お客様1名につき~15万円
(ただし、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。自己負担額1事故につき3千円)

●お客様の責任(抜粋)

お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載されたサービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

●個人情報の取扱について

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込まいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

●旅行条件・旅行代金の基準

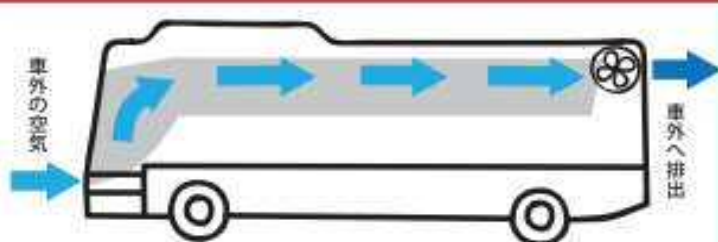
この旅行条件書は2022年4月30日を基準としています。旅行代金は2022年4月30日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

貸切バスは換気が優れた乗り物です

感染予防対策も万全な貸切バスで出かけましょう

感染予防を徹底いたします。ご協力をお願いします

バスは換気が優れています



※約5分で車内の空気を入れ替えることができます

通常通り座席をご使用いただけます



乗務員は体温チェックや手指消毒等を確実に実施しております



お客様の乗車前に消毒作業を済ませています



皆さまにご安心してご乗車いただけるようご協力をお願いします



車内ではマスクの着用をお願いいたします



大声での会話はお控えいただきますようお願いいたします。また、飲食(特に飲酒)及びカラオケもご遠慮ください



車内のゴミはエチケット袋に入れてお持ち帰りください

貸切バスにおける **新型コロナウイルス**
対応ガイドライン を日本バス協会、日本
旅行業協会、全国旅行業協会にて合同で公表しました

本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染防止対策に係る最新の専門家の知見、利用者の要望、事業者側の受入環境等を踏まえて、必要な見直しを行ってまいります。

★ガイドラインの内容については下記のURLでご覧になれます

<http://www.bus.or.jp/covid-19/>



公益社団法人 日本バス協会

貸切バスの感染予防対策に関するQ&A



～安心して利用いただける貸切バスのガイドライン～

Q1 貸切バスの車内は密で危険じゃないの？
換気は大丈夫？座席は空けなきゃダメなの？



A1 貸切バスは、換気が優れた乗り物です。エアコンの外気導入モード機能を使うことにより、窓を開けなくても約5分で車内の空気を入れ替えることができます。マスク着用や手指消毒にご協力いただいたうえで、通常通り座席ごとにご乗車ください。

Q2 貸切バスは色々な人が利用するけど、どのように消毒しているの？

A2

消毒液を常備し、手すり等のお客様が手を触れる箇所を消毒しています。帰車後、チェックリストに基づきシート周辺・荷物棚・カーテン等について、消毒液による拭き取りと噴霧を実施しています。



Q3 運転手さんやガイドさんはどんな感染予防をしているの？

A3



乗務員は、毎日、体温測定や風邪の症状の有無など健康チェックしてから乗務しています。もちろん、マスク着用と手指消毒を確実に実施しています。ガイドはお客様に飛沫を飛ばさないために、可能な限り前方を向いてアナウンスを行います。

Q4 貸切バスを利用する際、感染予防で私たちが気を付けることはありますか？

A4

お客様には、乗務員同様にマスク着用と手指消毒にご協力いただきます。また、車内では飛沫感染の防止のため、できるだけ会話と飲食を控えていただき、飲酒、大声での会話、カラオケの利用及びサロン席での飲食・飲談はご遠慮ください。また、ゴミは、エチケット袋に入れ、お持ち帰りいただきますようお願いいたします。
なお、出発前に発熱や感染が疑われる症状がある方のご乗車はご遠慮ください。



Q5 乗客の荷物をトランクより出し入れする際にも感染予防をしているの？

A5



乗務員は荷物を出し入れする際はマスクを着用し、終了後には手指消毒を徹底しています。